

午後 1 時 3 5 分再開

議 長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 本体工事に伴う附帯工事の随契の関係でございますけれども、附帯工事ということで、経費の合算等によりまして確実に工事費が安くなるということで、市におきましては随意契約をさせていただいております。従来から、合い見積書を徴取していないという現状でございます。今後、合い見積書の徴取につきましては、もう一度再検討させていただきたいと思っております。そういうことで、ご理解をお願いいたします。

（「休憩」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 6 分休憩

午後 1 時 4 3 分再開

議 長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 大変お騒がせして申しわけないのですが、契約規則の中に随契の場合も見積書をとれというのが確かにございます。ただし書きで、金額が一定以下の場合、それからまた特別な理由があれば徴取しなくてもいいということがございまして、その随契については特別の理由ということで、経費が確実に安くなるということで従来から見積書をとってこなかったということでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、規則と現実との不都合があれば検討させていただきたいということで、ご理解をお願いいたします。

議 長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市 長（塚本昭次君） 茂木議員の行財政改革をどうするのだという話でありますけれども、先般、予算特別委員会のときに答弁したとおりでありますので、深いご理解をいただきたいと思っております。

議 長（木村喜徳君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

次に、斉藤千枝子君の質問を行います。斉藤千枝子君の登壇を願います。

（ 1 1 番 斉藤千枝子君登壇 ）

1 1 番（齊藤千枝子君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきに通告しました少子化対策について質問いたします。

昨年末に厚生労働省が発表した2001年人口動態統計の年間推計によりますと、平成13年に産まれた子供の数は117万5,000人と、前年より1万5,000人ほど減り、過去最低を更新しました。また、一人の女性が一生の間に何人の子供を産むかを示す合計特殊出生率は、平成12年度で1.36です。日本の少子化は、戦後直後の第一次ベビーブームと言われている昭和24年に270万人の赤ちゃんが生まれ、そのときの合計特殊出生率は4.32です。その後、その数が急減し、昭和35年で2.00と、約10年で一人の女性が産む子供の数が半数以下となり、少子化は今日まで進展し続けています。人口を維持するのに必要と言われている出生率は2.08とされていますが、平成12年度の1.36はこれを大きく下回っており、行き着く先は人口の減少です。2007年には人口はピークに達し、その後減少を始めると推計されています。人口の減少とともに、人口構造も大きく変化することが見込まれています。日本では、少子化と同時に平均寿命の伸びなどによって、高齢者の割合の増加、高齢化が同時に進行し、少子化が高齢化に加速をもたらしているとも言えるのです。2015年には人口全体に占める65歳以上の人の割合、高齢化率が25%となり、21世紀半ばには国民の約3人に1人が65歳以上になると言われています。

少子化は、さまざまな影響をもたらすと見られています。少子化とはどのような社会なのか、日経連と連合は急速な出生率低下は労働力人口の減少、国内市場規模の縮小、現役世代の負担増などにより経済成長を制約すると共同アピールを出し、経済面にもたらす影響を認めております。一方、社会での影響もひとり暮らしの高齢者や子供のいない家族の増加で家族機能が大きく変わり、単身高齢者の増加は介護などの社会的扶養の必要性を高めることとなります。2025年には、高齢化率が3割を超す市町村が、全市町村の約6割になると予測されております。そうになると、地域の活性化の問題や子供同士の交流の機会の減少で、子供の社会性をはぐくみにくくなることなども指摘されております。少子化は深刻な問題です。少子化の原因の一つには、結婚しながら若者や子供を産みながらいない夫婦が増えているように、若者の価値観や結婚観の変化にあると考えますが、他方に若女性調査で、絶対に子供が欲しくないという意見は少数であるという調査結果もあります。出産、育児は私的な家庭の問題であると同時に、その子が21世紀の社会を担っていくことを考えれば、出産、育児は社会的な意味を伴っているわけです。

そこで、藤岡市の少子化対策として、もっと子供を産みたいとの状況にするために何点かを挙げ、本市としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。一つ目として、妊産婦の健康診査についてお伺いいたします。妊娠から出産まで産婦人科に通って行う妊婦健

診は妊娠7カ月までは毎月1回で、普通ですと5回から6回、妊娠後期の8カ月から9カ月は月2回の計4回、10カ月目になりますと週1回で4回となります。合計13から14回受けますが、その費用が約8万円から10万円ほどかかります。分娩費は、出産一時金として30万円支給されますが、妊婦健康診査は医療保険がきかないので1回に5,000円から8,000円支払わなくてはなりません。現在の不況で三、四回しか健診を受けられない若いお母さんもいます。前の時順調ですと言われたし、お金も高いからと省いてしまうのです。妊娠中の異常を見つけれずハイリスク出産につながったり、その後の子育てへの悪影響にもつながりかねません。安心して安全に子供を産み育てることができるよう、現在、母子手帳とともに支給している無料健康診査券2枚を、前期1回、後期1回、臨月1回と、もう一回増やしていただきたい。せめて第2子からでも、もう一回増やせないのか、お伺いいたします。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 中易昌司君登壇）

健康福祉部長（中易昌司君） お答えいたします。

まず、藤岡市の子供の出生数は、平成6年の673人から毎年減少し、平成12年は560人です。人口1,000人対比で見ると、出生率は平成8年から全国及び県より低くなっており、平成12年は全国9.5人、県9.7人に対し、当市は8.9人となっており、少子化が進んでおるのが現状でございます。

ご質問の少子化対策として、妊婦健診の受診券をもう一回分増やすことについてでございますが、妊婦健診は平成9年度から母子保健の県からの事務移管により現在、市で妊娠届けの際に妊娠前期に1回6,980円、後期に1回6,540円、そして、35歳以上の妊婦はこれ以外に超音波検査5,500円が無料で受けられる受診券を発行し、健康診査を受けることを進めております。また、県外の医療機関で受けられる妊婦についても還付支払いをしておりますので、ほぼ100%使用されていると思っております。

なお、平成13年度の決算見込み額は843万9,000円であり、すべての妊婦に1回増額する予算の見込み額は280万円ぐらいになるものと思っております。妊婦が安心して安全に子供を産み育てることができるよう考えますと、前の健診のとき順調だった、そして、1回の健診料が高いからと安易に省いてしまうおそれのある2人目以上の経妊婦からの実施を考慮して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 斉藤千枝子君。

11番（斉藤千枝子君） 2回目ですので、自席から質問させていただきます。

次に、仮称父子手帳の配布と父親学級について、お伺いいたします。現在、妊娠届けを

出した女性に対して、妊娠・出産・育児にわたって母親と子供の健康と成長の記録として活用されています母子健康手帳が配布されています。そのときに父親となる自覚を促し、出産・育児に対して積極的に参加していただくための手引き書となる父子手帳を配布できないか、お伺いいたします。

先ほど、一人の女性が一生の間に産む子供の数が1.36と言いましたが、結婚した女性だけを見ますと平均2.2人を産んでいます。既婚女性出生率の低下が起きると、取り返しのつかない本格的な少子化になってしまいます。女性はいかにして2人目を産むかとの分析で、夫の収入や自分が働いているかなどのさまざまな要因のほかに、1人目の子供を産んだときの夫の協力の有無が、2人目を産むかどうかの決定的な要因になっていることがわかっております。そして、妻の育児不安は夫の協力ぶりと関連しております。夫が協力すると妻の不安は26%にとどまりますが、夫が関与しないと不安は45%に高まるとの調査結果もあります。

昔は近所の先輩のお母さんや同居の実母・義母といった人たちが、さまざまな育児の知恵を提供し、新米のお母さんを励ます状況がたくさんありました。そんな状況の中では、夫は一家の働き手としての立場を担っていれば、それで十分に夫であり、父である役割をこなしてきました。ところが、核家族化が定着してからは、家庭内での夫の出番を期待する場面は否応なく増えております。母親になりたてで、赤ちゃんに対して緊張感でいっぱいであるところに、授乳や夜泣き、発熱、排せつと苦勞が連続し、慣れない育児に母親は疲労し、育児不安も強まります。

最近、友人からこんな話を聞きました。赤ちゃんが泣き出して、どんなことをしても泣きやまない、時間が経つにつれて、だっこしている我が子を放り投げてしまいたいと思った、これではいけないと思い、夫の会社に電話をかけたらすぐに来てくれて助かった。また、一日中、子供以外に口をきかないで過ごしていて、夫の帰宅でやっと大人とおしゃべりができると思っていたが、夫は一日の仕事の疲れとテレビのスポーツ観戦で話もしない、こんなことが何回かあると、こんなに協力してくれないなら、これ以上子供は産めないと考えてしまうということです。核家族の中で、妊娠・出産・育児などで孤軍奮闘する母親の心身のストレスから、極端な場合には虐待、ドメスティックバイオレンスなども起こってしまう可能性も含んでおります。

しかし、本来、子育ては喜びのはずです。最大の理解者であるべき夫、親である父親は早くから子育てにかかわっていく、2人で子育てについてじっくり話し合っていく、母も父も子供も共感し合っていくことが夫婦のきずなや家庭のきずなとなり、喜びや楽しみとなっていくものと考えます。その媒体や手引き書となるのが父子手帳であると考えます。父親は個人である自分のものとして父子手帳をもらうことにより、父親としての自覚が促

されるものと考えています。

次に、父親学級についてお伺いいたします。母親学級については、各産婦人科病院や市において行われています。特に初めての子供を持つ母親にとって、同じ体験をしている仲間を知ることや未経験のこれからのことをビデオを見ながら学んだり、保健婦に細かく教わりながら、実習をすることは本当に助かるものです。赤ちゃんが産まれて出てきてしまえば、新米であろうが、お構いなしに即、現実として実践していかなければならないのです。現在、藤岡市で行っています母親学級は2日間のコースで、2日目の赤ちゃんのお風呂の入れ方については父親の参加も可能であります。参加している父親はまだまだ少ないというのが現状のようです。

先ほどからのお話のように、父親の育児・子育てへの参加は大変に重要であります。父親学級あるいはパパのための両親学級など、今までより拡充を図っていただきたい。父親が参加しやすいように、開催日を土曜日の午後や日曜日にするとか、内容も父親の役割やお風呂の入れ方、ミルクの作り方、育児の実践的な手助けや母親への理解、気配り、そして、子育て真っ最中の父親の体験談なども聞けるような教室の開催を望むものです。

現在の社会的背景を考えたとき、子育てを母親だけに任せるのは心身ともに大変なプレッシャーです。父親も他者にすべてをゆだねている産まれたばかりの赤ちゃんのときからしっかりと向き合っていたいただきたい。それがまた社会の基盤である家庭生活に男性の参画を進めることにもなります。父子手帳の配布と父親学級の拡充についてどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） お答えいたします。

父子手帳の配布についてであります。藤岡市でも3歳児を持つ世帯で実母・義母との同居率は19%と低く、核家族化が定着しております。当然、子育てに対する夫及び父親の果たす役割は大きくなり、かつ重要であるため、さらに積極的なかわりを期待しているところでございます。

次に、父親となる方に自覚を促し、母親とともに出産・育児に取り組む手引き書としての父子手帳の配布につきましては、内容を十分検討いたしまして、初めて父親になる方に配布を考えていきたいと思っております。

次に、父親学級についてでございますが、現在実施しております母親学級の講座の一部に、赤ちゃんのお風呂の実習があり、そこに父親の参加をいただいております。また、現在、平成8年に作成した母子保健計画の見直しと国の「健やか親子21計画」を取り込んだ「藤岡健やか親子21計画」を策定中であります。この計画の中に、父親ができるだけ参加可能な日を設定し両親学級を開催すること、また、土曜日・日曜日に親子や家族、そ

して、地域ぐるみで健やかな子育てが進められるようなイベント等を企画し、計画に盛り込むように努めているところでございます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 齊藤千枝子君。

1 1 番（齊藤千枝子君） 出産直後の女性を支援するママヘルパーについて、お伺いいたします。

出産直後の母親には、産褥期と言われる、母胎が妊娠前の状態に戻る約1カ月ほどの期間があります。その時期の女性にとって負担となる家事や育児の支援を必要とする家庭にヘルパー派遣をする制度で、産まれたばかりの赤ちゃんを抱え、肉体的な負担と精神的な不安を軽減するものです。

千葉県我孫子市では、1・2級のホームヘルパーで研修を受けた人をママヘルパーとして、その制度を利用したい方へ派遣をする、時間帯は午前7時から午後7時までで、1日1回1時間から4時間が原則で、食事の準備や後片づけ、買い物・洗・掃除など、家事サービスや赤ちゃんの授乳や沐浴、おむつ交換など、また、育児に関する相談や助言などのサービスが受けられるものです。料金は1時間500円、住民税非課税所帯の方は無料です。ほかの市でも時間帯や料金は違っていますが、サービスシステムを結構つくっております。藤岡市においても、当市に合った同じようなサービスができないか、お伺いいたします。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） お答えいたします。

ママヘルパーにつきましても、「藤岡健やか親子21」の計画策定の中で、女性児童課等関係機関と協議し、産前産後のみのママヘルパーではなく、もう少し拡大した範囲で利用することができるような体制を考えております。例えば、母親が病気のときや下の子供が風邪のときに上の子供の保育園への送迎、働くお母さんの急な残業時の一時預かり等、いろいろなニーズに対応できるサポート体制を検討する中で、NPO法人への委託も考慮して実施に向け努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 以上で齊藤千枝子君の質問を終わります。

次に、笠原史嗣君の質問を行います。笠原史嗣君の登壇を願います。

（10番 笠原史嗣君登壇）

1 0 番（笠原史嗣君） ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、さきに通告してあります質問をさせていただきます。藤岡市指定ごみ袋について、公共工事の入札について、NPOについて、この以上3点でございます。

まず、ごみ袋についてでございますが、12月議会でも質問させていただいております

が、その後、3カ月が経過しました。3月1日の広報でも発表されておりまして、値段も安くなり、市民に対しましては大変喜ばれる成果が出たものと評価をさせていただきます。大変ありがたいことでございます。さて、先般実施されたごみ袋の入札でございますが、どのような過程で業者が選定されたのでしょうか。前議会で私も提案しておきました指名での入札ではなく、一般競争入札を導入していただきたいと、前向きに検討させていただきたいとの見解でしたが、それは行われたのでしょうか、答弁をお願いします。

次に、公共工事の入札について質問いたします。これにつきましては、一般質問において去年の9月議会より連続で質問しておりますが、なかなか成果が見られません。いつになれば成果が出るのか、私の意見が間違っているのか、執行部がやる気がないのか、いろいろと考えてしまいます。しかし、3月5日付の藤岡市行財政改革推進本部設置趣意書なるものが議会のボックスに配布されているのを見つけまして、沈んでいた気持ちが少しは晴れたような気がいたしました。

藤岡市では、平成7年から改革をしようと行動しているわけです。平成11年には改革元年と位置づけ、今度は平成13年から実施期間と位置づけました。しかし、その改革は幾つかのことは確かに実施されているかもしれませんが、重要な部分については、ぽっかりと忘れられております。それは、財政問題と公共工事問題です。あえて手をつけないでいるのか、手をつけるとまずいのか、手がつけられないのか、どれなのでしょう。市長も3月議会での発言で、財政危機について真剣に考えていることがわかりました。そうすると、財政に対して何の手を打つことが最良の方法なのでしょうか。もちろん税収が伸びるような状況であれば、大盤振る舞いもできましょう。しかし、今は皆が我慢のときです。市民に対して必要な最低限の公共工事の投資に今こそ切り替えていくべきでしょう。

今こそ我慢のときです。今年の普通建設事業費は約40億円です。これを目標数値を設定し、年間で20%削減目標を立てるべきではないかと私は考えます。もちろん当初予算計画は余裕が必要でしょう。しかし、これを執行していくときに、よく見直しをし、先送りできるものは先に送り、時には中止にする勇気も必要ではないでしょうか。使い過ぎ、使い切り予算ではなく、発注者なのでからよく調査をし、民間の単価や情勢を見てコストを削減できるように庁内でできなければなりません。私はこのように思うのですが、市民から徴収した税金という考えで使い方考えるのと、市民からお預かりしている税金と考えるのでは、おのずと使い方や支払うときに大事に使わなくてはいけないと思うのではないのでしょうか。言い方は悪いかもしれませんが、行政の金ではなく、市民のお金なのです。これは藤岡市に限りませんが、国・県を含めてそこを履き違えているのが今の現状なのでと私は考えます。民間では、企業もそうですが、NPOや諸団体では自分の金を資金源にして、もちろん寄附等もありますが、その使い道について会議を開き真剣に議論を

し、その予算執行をしております。細部まで会議をしてです。もちろん執行部に対してだけ文句を言うつもりはありません。藤岡市の議会も議会としてははっきりとした判断をしなければなりません。市民からお預かりしている税金をむだのないように、双方が意識を高く持ち決断をするべきです。ぜひともそうであっていただきたい。

それでは、要点を質問させていただきます。まず1番、平成13年度までにまとめました改革案を平成14年度どう実施するのでしょうか。次に、平成11年度から平成13年度までの普通建設事業費の当初予算と実行額の金額、これを明確にお答えください。3番、どのようなコスト削減計画を立てたのか。4、平成13年度の入札結果の予定価格に対しての落札価格のパーセントを全体平均で公表していただきたい。5、当初予算普通建設事業費40億円の削減目標数値の設定を何%にするのか。6、先ほど議論なされていましたが、予定価格の金額の算出基準は、設計価格をもとにしているのか、これも明確にお答えいただきたい。7番目、最後になりますけれども、設計価格のマイナス何%で予定価格を決めるのか。

以上、7点を質問いたしますので、明確に答弁をしてください。できないものはできないと、そういうお答えでも構いません。しかし、「検討します。」は、勘弁していただきたい。なぜなら、推進設置本部の趣意書にも書いてあるように、行財政改革を緊急的に、抜本的に見直し推進するとあります。執行部の決定事項であります。確かに実行するとは書いてありませんが、さきの予算特別委員会でも市長が私の質問に、実行するためには目標数値を決めなければならないと明確に公の場で発言をしていただいております。推進設置本部で検討してから実行したいとの答弁は、大変恐縮ですが、お断りさせていただきます。検討時期はもう過ぎたものと思われまます。平成14年度からが実行時期でございます。

私自身、ここで一つご提案させていただきたいのですけれども、予算執行の部分の中の公共工事の入札計画、この間も打ち合わせのときにお話しさせていただきましたが、職員の意識改革をまずしなければいけないというお話を私は聞きました。そのときに私はこう提案したのですけれども、職員の意識改革をするのであれば、全庁職員全員に記名・無記名どちらでも構いませんから、職員おのずの意思からコスト削減計画についてのアンケートをとる。その後、これは受ける側の入札参加資格を持っている業者を藤岡市庁舎に集めまして、藤岡市はこれだけ今、大変なのだ、そのためにはコスト削減をしていかなければならない、そのためには、これから入札改革を実行しますということを業者の人に徹底して言っていただく。それから何をしていくか、電子入札につきましてはなかなかできませんが、一番簡単なことは一般競争入札を導入することです。まず、現場説明をなしにし、そして郵便入札にし、業者同士が顔を合わせないようにする、その後に、また一つ一つ手順を踏んでやっていくこと。まず、ここから取り組みばいいわけです。だから、平成14

年度から執行されていく部分について、どれか一つからでもこうしたことを実行していくことを切に望みたいと思います。必ずやこれは藤岡市の財政に対して、先ほど私は20%と言いましたが、20%以上の普及効果をもたらすものと思っております。金額的には20%であれば8億円、横須賀市とか、太田市で言っていたのは18%が予定価格に対して削減できたということです。単純に、藤岡市でも15%から20%は実現できるものと考えております。

以上、長くなりましたが私の1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 笠原議員のご質問にお答えさせていただきます。

藤岡市の指定ごみ袋は、2カ月の試行期間をとおいて昭和60年8月に導入されています。導入当初は、藤岡商工会議所が中心になり、市内小売店の協力をいただき、今も市民へ指定ごみ袋の安定供給が行われています。また、市民の皆様にもごみ処理の理解をいただき、指定ごみ袋の普及活用ができて分別回収が定着し、今日の資源分別回収にもつながったものと思っております。

さて、入札についてですが、1月より新年度に向けて事務を進めてまいり、2月15日指名競争入札を実施いたしました。指定ごみ袋の入札は、販売に当たり卸単価を決めさせていただき入札であります。市の予算を使う部分がないこと、小売店への配送も含めて価格設定をすること、可燃袋と不燃袋の販売数量が大きく異なることや材質・形状は同じであり価格を同一にする問題等、単純に卸単価だけを見て落札者を決定できないというものであります。なお、小売店の利幅をどうするかなどの問題点もありました。さらに安定供給を重視しないと、市民生活に直結していますので、即、問題が生じるものと思っております。以上のことから5社を指名し、入札を行いました。その結果、小売店販売価格において可燃・不燃袋の大きが12円、可燃・不燃袋の大きが9円と値下げになりました。

以上簡単であります。答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 笠原議員の質問にお答えさせていただきます。先ほどの茂木議員とダブる点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

最初に、1点目の入札改善行動計画の関係でございますが、先ほども申し上げましたとおり、5月以来検討させていただきました。その中で、行動計画の中間報告ということでいただきまして、その後、入札改善委員会・庁議等で議論してきたわけでございます。こ

の中で、先ほど申し上げたとおり、予定価格の事前公表、それから公募型指名競争入札等につきまして議論をしてきたわけでございます。4月から何をやるのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、設計計画段階での事前のチェックということで、少しでもコスト縮減にということで、内部に調整委員会のようなものを設けまして、チェックをしていきたい。

なお、現場説明につきましては、4月より廃止の方向で実施していきたいというふうに考えております。それから、細部については、また後ほど申し上げます。

それから、2点目の建設事業費の関係でございますけれども、地方公共団体の建設事業費を示すものとして、投資的な経費がございます。これは普通建設事業費と災害復旧費を合わせたものでございますけれども、普通建設事業費につきましては、道路整備や施設建設などに投入される経費でございます。具体的な内容では工事請負費のほかには用地費だとか、補償費などが含まれるわけでございます。この経費の財源ということでございますが、通告をいただきました平成11年度の決算におきましては、投資的経費が61億7,619万5,000円。100万円単位で申し上げさせていただきます。国・県地方債の特定財源が41億1,300万円、一般財源が20億6,200万円。平成12年度の決算におきましては、投資的経費が26億3,100万円、国・県地方債の特定財源が10億4,200万円、一般財源が15億8,900万円。平成13年度につきましては、まだ決算が終わっておりませんので、予算の段階で申し上げますと、経費につきましては44億6,000万円、それから、国・県地方債の特定財源が24億3,200万円、一般財源が20億2,700万円でございます。なお、この中には用地費等が含まれております。参考までに、平成13年度までの工事請負費の当初予算での総額は26億9,400万円余りでございます。それと、先ほど20%減額した場合に8億円ぐらいの経費が浮くのではないかとというご提案をいただきましたけれども、国・県等の補助金等につきましては、その分を引いたもので計算しないと、金額が違ってくるのかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目の計画の内容ということなのですが、ちょっと通告をいただいた中に具体的にというふうに言われておりますので、申し上げさせていただきますが、まず1点が公共工事の計画設計段階に関する施策といたしましては、トータルコストの検討、それから他の部局及び市町村との調整、効率化の推進という、具体的には例えば道路を掘る場合に、ガスで掘って工事をやったらまた水道で掘るとか、そういう重複というようなものを省いていこうということで、庁内に調整委員会を設けようということでございます。そのほか幾つかありますけれども、それから公共工事の発注の効果に関する施策といたしましては、工事の平準化の推進だとか、発注ロットの設定、現場説明会の廃止、これらでこ

ざいます。それから、3番目として、公共工事構成要素のコスト縮減に関する施策としては、流通段階の合理化や資材調達のための環境整備、優良労働力の確保等々でございます。それから、4番目として、公共工事の実施段階での合理化といたしましては、安全対策だとか、リサイクルの推進だとかいろいろございます。こうしたものにつきましては、平成14年度から実施していきたいということでございます。

それから、4点目の平成13年度の入札結果の落札率でございますけれども、平成12年度におきましては97.8%ということで、落札率の平均でございます。平成13年度につきましては、まだ年度が終了しておりませんが、上半期の落札率が96.9%ということで、若干でございますけれども、落札率が下がっております。

それから、5番目でございますが、目標数値の関係でございますけれども、検討ということで困るといようなご質問をいただいたのですけれども、現段階で私の方から目標の数値を何%というふうに申し上げるわけにもいかないということで、4月早々の改革本部の中で議論をしていただければと思っております。それから、この工事期につきましても、含めまして検討していただくということでお願いしていきたい。現在の実施計画につきましても、50何項目中12項目実施したのがありますけれども、そういったものも含めまして発展的に吸収して、いいものについてはそこへ取り入れていきたいというふうに考えております。

それから、6点目の設計価格に対する予定価格の算出基礎にしているのかということだと思いますが、予定価格につきましてはご指摘のとおり、設計価格、あるいは予算といったものに基づいて算出するということになっております。主に設計価格に基づいているということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、最後になりますが、歩切りの問題ですけれども、先般も申し上げましたけれども、歩切りについては極力理由のない歩切りはするなということで国から通知をいただいておりますけれども、県内でも半々ぐらいで歩切りをしてないところとしてるところといろいろでございます。そういったことで、ここで何%ということは設計価格自体を公表していないものですから、ちょっと何%というようなことが申し上げられないということでご理解をいただければと思えます。

それと、新しく始まる行政改革の視点なのですけれども、やはり市長からも言われておりますが、行政がやること、市民がやること、それから共同でやること、こういったものをやはり明確にしていけないと改革はできないのかと思っております。中には、どんどん行政の方へ要望が来ますものですから、何十年も前に設定した事業というのがそのまま行われているというものもございます。そういったものをやはりスクラップしていかなければ経費の節減にもなりませんし、いろいろそういうものがあるというふうに感じておりま

すので、そういうものも踏まえた上で実施できればというふうに思っております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 2回目ですので、自席より行わせていただきます。

まず、ごみ袋なのですけれども、指名で入札が行われたということなのですけれども、その業者名とその業者の選定理由をお聞かせください。そして、次になぜ一般競争入札ではなく、指名入札にしたのか、もう一度詳しく答弁をいただきたいと思います。それと、前回の議会で秀明社のことを質問させていただきましたが、中間にいたわけですから。それについてはどうなったのか、答弁をお願いいたします。

それと、通告を明記しましたわけですが、前回議会で問題になりました協定書の契約の日にちの件でございます。これにつきましては、平成13年12月議会の議事録を私自身も読み返しまして、部長の答弁の中でご迷惑をかけましたと、答弁で市長は部長の言うとおりですとありました。その後、動議を提出させていただきましたが、議会で否決されたわけでございます。執行部としましては、その後どうなったのか。その判断につきまして、実際どう考えても通常おかしいわけでありまして、答弁ではご迷惑をかけましたということで謝罪を一応したわけですが、ただ、あそこに押されているものは、市長の公印でございます。間違い、手違いですみませんでしたで果たして済むものなののでしょうか。不信感を抱かれてもしょうがないのではないかと考えます。

物には要は順番があるわけでありまして、確かにごみ袋につきましては、藤岡市が税金を投入して購入しているわけではございません。しかし、この袋につきましては、袋を使っていたきたいと市民に購入をしてもらったわけですが、そして、市が協定書を契約する前に商工会議所と業者さんが価格を決定して決められた18円という袋を市民は今まで買っていたわけですが、今回、先ほどの1回目でもお話をさせていただきましたけれども、金額が大変下がったことにつきましては、大変ご苦労さまでございますという形で言わせていただきますが、そのとき終わったから、この問題はもういいのだよという話ではなく、しっかりとした形での見解をこの場でお聞かせいただきたいわけでありまして、今、質問しているわけなのですけれども、これについて公印を押された市長はどのようなご自身に責任があったのかと思えますか、それについてまず1点市長にお願いしたいのです。それと、市民に対しては迷惑がからなかったか、不利益ではなかったと考えますか。その辺についてご答弁を市長によろしくお願いしたいと思うのです。

要は、この間の議会で手違い問題で済んだからという話ではなくて、動議を出しても否決してしまったからその場で終わりではなく、値段が下がったからよかったという話ではなくて、要するに公印という重きものが日付の順番が間違いなく違っていたわけですから、

その辺について明確に調べたかではなくて、間違ってしまったという前回の議会ではあいまいな答弁だったと思うのです。その辺につきまして、市長にぜひとも答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それと、先ほど公共工事の方の関係なのですけれども、一番から説明をしていただきました。実際7番目の設計価格も算出基準にしているということは間違いのないわけです。先ほど茂木議員が言ったように、公でどこにでも出ている設計単価があるわけです。積算手帳から何から、これはどこの業者も持っていますし、国もそれをもとに算出しているわけでございます。それに対して設計価格のマイナス何%で予定価格を決めるのかという質問、これは逆に私自身がちょっと間違っただけで質問してしまったかもしれないので、設計価格も公表していない。設計価格は公表しているのです。公で皆さん知っていますから、その部分で予定価格の事前公表をしていないので、今何%と言ってしまうと話が漏れてしまうという部分で、業者に勘ぐられてしまうから、今言わないということで解釈してよろしいのか。その辺をちょっと1点お聞かせ願ひたいと思います。

要は、先ほども茂木議員の話の中にありましたけれども、設計価格イコール予定価格と言っていましたよね。積算基準をもとにして、実際歩切りの問題があるので、あまり値段を下げないということは、基本的に設計価格と予定価格はもうまるっきりほとんど同じだということで、私は理解しているのです。多分執行部もそのように理解しているのだと思うのですけれども、先ほどもちょっと休憩中にある議員がおっしゃっていたのですけれども、設計価格も予定価格も落札価格もほとんどパーセンテージが1%違ってないわけです。そうすると、設計価格と予定価格と落札価格は、全部ほぼ一緒の金額ではないかと、そうなってくるとコストを削減するに対しても、今まで全然できていなかったということですよ。私はそう思うのです。

だから、あくまでも今何を言うかということ、入札改革の問題について言っているわけですが、抜本的に緊急的にやっていくということですから、まずテーブルワークも必要ですけれども、まず一本の入札から実施をしていただきたいということなのです。金額は大小構いません。大が一番いいのですけれども、ではまず初めにやるのだからおっかないから試しにやってみようという部分で、小さな金額からやってもいいのではないですか。だから、業者というのは下手すれば、あくまでもその部分を見越した中で入札しているということになってしまうわけです。それで入札されているわけですよ。それで実際、落札価格が決まって、その後に予定価格が公表されるのだけれども、その予定価格が設計価格とほとんど変わらないということです。入札は何をしているのだという話なのです。だから、ある程度新聞などでも入札改革の問題はよく書いてありますけれども、業者がもうそれに対してそうだと思っただけで済んでいる。行政側がその部分に対して最低制限価格とい

うのもやってあると思うのだけれども、ほとんどの自治体全部が予定価格に近い歩切りができないと言われている設計価格に対しての近い値段で皆さん入札執行されてしまっているということは、各地域の現状だと思います。

本来であれば、一番はどこが考えてなくてはいけないかというのは、藤岡市だけではないのです。まず、抜本的には国がこの部分を国会議員がしっかり議論して法改正でも何でもしてしまって歩切りも何も関係ない。ただ、民間競争入札みたいにまで落としてしまうとたまげるぐらいのたたき合いになってしまうから、これだとどうにもならない。その部分を国も県ももっと議論をしてもらわなければだめなのです。ただ、今、地方分権一括法案が施行されて動いているわけです。地方分権法の意味は何か。独立したおのおののまちを自分たちでつくっていただきますよということを言っているわけですから、その中で藤岡市なりのコスト改革ができるわけです。現に群馬県でも取り組んでいるところがあるわけです。それに対して効果も出ているわけです。だから、テーブルワークは終わりなので、一本の入札からまず実施をしていただきたい。そこからまた見えるものが出てくると思うのです。それをしなければいつまで経ってもテーブル議論で終わりなのです。

本当だったら推進本部のところについては、要綱を見るとここに実行と書いていないのです。設置して、この部分についてはまだいろいろと会議していく部分でしかとられないわけです。明確に実施していくというものがなくて、部会の中でまたいろいろなものを、これは入札だけではないですけれども、いろいろなものをやっていくわけですから、やはり一つの行動からでないといつまでも頭の中の理想論だけでは何も生まれてこないと私はそう思うのです。だから、この間予算特別委員会の市長のご答弁に大変感銘を受けたわけであって、あえて私は聞かせていただいたのですけれども、実行を伴うには目標がなければだめなのだと、しっかりとおっしゃっていたわけですから、その部分についてはぜひひともしっかりとした認識を持っていただきたいと、私はそう思います。

それで、ちょっと長々となって申しわけないのですが、予定価格の部分、先ほど事前公表の問題もありましたけれども、ちゃんと入札改革に対して前向きに行動を伴ったことを4月に年度が変わってからやっていけるのかどうか。それは、明確にさせていただきたいと思うのです。その辺について1点をまずお聞きしたいと思います。その辺につきましては、明確にぜひとも実行していくのだという答えをもらいたいのだけれども、でないとコスト改革ができなくなってしまうわけであって、一番のところは欠けてしまうわけなので、それともう1点、藤岡市のコストを下げるためにはどこが一番本当に重きなのかと、この間助役が予算特別委員会の中で言っていましたけれども、人件費の問題は確かに一番です。例えば、人件費については、首切りという大変言い方が悪いのですが、いい形での例えばリストラをしていく中で、また違った形での嘱託という形の雇用をしてい

くと社員からパートみたいな形になるわけですが、そうしますとその部分でこちらの固定の経費的なものがかなり浮いてくるわけです。その辺についてはかなり痛みを伴うと思うのですが、そういう部分も確かにかなりのコストの削減になると思うのですが、一番やはり公共工事の部分、見直すところは見直す。そこについてどう考えているか。その辺をお聞かせいただきまして、私の2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（木村喜徳君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

ごみ袋の入札に伴う業者選定理由と指名競争入札でございますが、ごみ袋はまず市民に安定供給ができることと、もう一つとしまして県内業者であること、業績があること、信用があることという中で、県内11市の販売業者が5社あるわけですが、調査をさせていただきました。その中に価格が安い袋が変色した、あるいは外国製のため安定供給ができなかったという業者もありまして、最終的に2社が選定されたわけでございます。それと、市内業者育成のためということで、市内業者を3社加え、5社で指名競争入札をしたということでございます。5社の業者でございますが、多野藤岡農業協同組合、スギウラ株式会社、井上ビニール株式会社、有限会社中里商店、小野農業協同組合を指名いたしました。

続きまして、秀明社のことでございますが、秀明社は現在配達をしていただいておりますが、小売業者で話を聞いてみますと、小売業者の方々は不足が生じたときに電話をするとすぐ配達してくれて本当にいいという話を聞いております。今回、価格を下げることについては、販売業者が配達をするということでございまして、月2回ということで小売業者にもご協力をいただくということになりました。

続きまして、協定書の日付の見解ということでございます。協定書の日付につきましては、12月議会でご指摘があり、既に調査をいたしました。ごみ袋導入時の昭和60年3月18日でございますが、既にこの当時の市長と商工会議所の会頭で協定書が結ばれていたわけでございます。内容につきましては、ごみ袋の取扱業者、契約並びに販売店等の事務ということで、契約については商工会議所が締結を行うという協定でございました。このことから商工会議所が業者と業務委託契約を平成8年2月2日に結び、その後平成8年3月25日に市と商工会議所で協定を結んだわけでございます。商工会議所と協定を結んだ大きな理由としますと、協定書の見直しと販売業者の変更が大きな理由であったわけでございます。また、12月議会では不適切な答弁をしたと思っております。お詫び申し上げます。

以上、答弁いたします。

議長（木村喜徳君） 助役。

(助役 柵木 孝君登壇)

助 役(柵木 孝君) 笠原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来から、入札制度ですか、背景は行財政改革をやるけれども、実際に平成14年度に入って入札改革を4月からやるということは大切である、実効あるものにしていくということではなかろうかというような質問でございます。それには、先ほど来申し上げているとおり、議員のおっしゃっているように、予定価格の事前公表ですか、それから公募型の要するに指名競争入札だとか、競争性を増す、透明性を増す、こういうようなこととにかく1本でもいいから入札を執行してそういうものを見せてもらいたい。こういうようなご質問でもございます。そして、なお行財政改革の中の要するにコストの縮減については、私も予算特別委員会の中でご質問があり、人件費の削減、それから事務量、要するに今あるやっているむだな事務量を削る。それもコストの縮減になると思います。それと、補助金の見直しの質問がございまして、確かにこれも削減していく。それ以外にも何が一番削減できるかという公共工事の見直しだという質問であると思います。これは、予算特別委員会等でまた今までも申し上げているとおり、総務部長からも答弁しましたとおり、行財政改革の中で十分に今まで検討してきたと言いますけれども、構造計画の立案を行って、そして予算特別委員会でもあと5カ月もあればそれはできるのではないかというような質問がございまして、議員のご質問のとおり、十分に検討して削減に向けて邁進していきたいと思っております。ひとつご理解をお願いしたいと思います。

議 長(木村喜徳君) 市長。

(市長 塚本昭次君登壇)

市 長(塚本昭次君) 笠原議員の質問にお答えいたします。

ごみの商工会議所との契約の問題については、先ほど部長の方から答弁したとおりでございます。

以上です。

議 長(木村喜徳君) 笠原史嗣君。

10番(笠原史嗣君) 今の協定書の話は、確認でまた聞きますけれども、当時のものがあつたわけであつて、それがそのまま生きているものだと思つてたという解釈でいいのですか。それに対しては、本来だったらちゃんと例えばこの間の議会のときにもそれがなぜわからなかつたのか、その後よく調査をしたからその部分がわかつたということで、だからこちらの方も変えなくてはいけないから、協定書の日がちが後になつてしまつたのだと、確かに言われてみれば理解はできるのですけれども、昭和60年当時のものがあるということも部長もかわつたりして、そのときには突発的な形で言われたからわからなかつたといへばそれまでですけれども、だけれども、その辺をやるときには後からある程度中も以前の

ものと協定書自体結構変えたわけですか。その辺ちょっと確認でお聞きします。それと今度商工会議所がなくなるのですよね。撤退ということで、そうすると商工会議所の役割は清掃センターの方でやるというお話で聞いているのですけれども、それについてちょっと教えてもらいたいのですけれども、私が今聞いていた中でちょっとよくわからなかったので、もう1回確認なのですけれども、藤岡市が今度購入をしてそれから配布するのか、それとも業者がそのまま小売店から連絡が来るたびに行ってやるということになるのか、だという形の今の話だったと思うのですけれども、そうすると今度は業務販売委託契約というのが藤岡市との契約になるということで考えればよろしいのでしょうか。その辺をちょっと詳しくわかりやすいように教えていただきたい。

それと、現在そうすると残の袋がかなり市内にはあると思うのですけれども、その販売店の利益というのはそれなりに確保されていると思いますからいいと思うのですけれども、前の袋がある程度なくなるまで現状の袋でそのまま18円を買ってもらおうということなのですか。4月からやっても片や18円のものとは今度は12円のもの4月から出れば、12円の方しか買わなくて18円は売れ残ると思うのです。それはあくまでも小売店引き取りになってしまうのか。その辺が実際どうなのか。しょっちゅう変わって冗談ではないよという話になってしまうと、また困ってしまうかと思うので、その辺をちょっと明確にお聞きしたいと思います。

それと、再三にわたって言うのですけれども、平成14年度から実施していく部分というのは、4月はすぐですから確かに先ほど1本といたけれども、全部について実施をしていただきたいわけです。藤岡市についてはそれをましてしていかななくてはいけないと思うのです。工事の見直しもそうですし、この間もいろいろなインフラ整備の社会資本整備の中で、必要なものはやはり金をかけてどんどんやるべきだと思いますし、ただ、一番何が言いたいかということ、先ほどの執行部も言っていました。もう一度これは確認で聞きますけれども、設計価格と予定価格は同じだという認識でいいわけですね。答弁、質疑のやりとりの中で間違いなくそうだと思うのですけれども、その辺をよく認識しているのであれば、定価のものを藤岡市は余分に金を払って買っているわけです。

例えば、ヤマダ電機へ行けばビデオが1万円で売っているのだけれども、付き合いの問題もあるかもしれないということでは別ですけれども、小売店のところで同じビデオを3万円で買ったような話になってしまうと思うのです。だから、それをあくまでも民間の同じ競争原理の中に入札を落としてしまうと、確かに品質低下をもしかしたら招くおそれというのはあると思うので、ある程度こちらが積算をやっているのであれば、現場の民間の今の市場調査をよくすると、このぐらいなのだ、簡単にすれば藤岡市はトイレを定価で買っているわけであって、民間だったら普通のTOTOのトイレなど黙って3割、4

割安で買えるわけです。その部分のところの解釈をまず改めていかなければ、幾ら入札改革だということと言ってもだめなのです。

だから、定価で物を買っているという解釈を、だから先ほど言ったのだけれども、市民から徴収した税金ではなく、市民から預かっているお金なのだという部分の中で、認識をした中での市政運営をしていただきたいと思うのです。だから、その意識改革がまず大事であって、テーブル議論はだめ、実行していかなければ何も始まらない。その辺について、まず確認で言いますけれども、定価、設計価格は予定価格とほとんど同じで今落札までいってしまっているという現状をよく認識しているのかどうか。それがまず1点よくお聞かせ願って、実行していくかどうかというのはさまざまにさっきいろいろ答弁されていますから、それについては構いません。その辺の認識がしっかりあるのか。それがコスト意識というものだと思うので、しっかりとした市場調査をするなりして、その部分をぜひとも執行していただきたい。その1点だけ答えてもらえれば結構ですから、先ほど言っていたごみについては、その件をまた明確に答えていただく。以上、2点です。

最後なのですけれども、NPOについて質問させていただきます。藤岡市もNPOに対して前向きに取り組まれていることについては、新聞報道や市民の声からもよく聞かれることで、大変にご苦労さまでございます。先般、提出いただきました基本方針やボランティア講座の意見書などを読ませていただきました。市民の意識も高まっているものと思われれます。しかし、どこかに市民団体や個人としても全部ではないですが、行政依存している部分も見受けられるような気がいたします。待っているというような感じなのでしょうか。本来、NPOとは、自分自身の行動や社会貢献意識のもとに自発的に行動していくものと考えております。何でもかんでも行政任せではなくて、自分たちでできることをしていこうという意識のもとでの活動団体であることでしょうか。中にはNPOをつかって、安易に補助金をもらえ、活動ができると考えてつくられた団体もあるとも聞きますし、私もちょっとたまたまそういう話をしましたら、そういう考えのもとにしているのだと、直接話を聞いたことも実際にあるわけです。また、ボランティア支援センターとしてNTTの跡地が利用されるというのを新聞報道で見たのですけれども、私も大変あそこの場所は有効利用できればいいのかと考えたところだったので、現在あるものを借りたわけですから、投資的経費というのも大変意義があると思っているのですけれども、家賃などやその辺についていつごろから実施するのかをまず1点お聞かせ願いたいと思います。

それと次に、しっかりとしたNPOができています場合ですけれども、藤岡市はNPOに対しての行政からのアウトソーシングはどのように考えているのか。NPO活動をどのように藤岡市の行政運営に反映させるのか。この2点を答弁していただきたいと思います。いずれにせよ、市民として有意義に活動できる団体として選択肢を持ち、活動を始める人

たちもかなりいることでしょう。活力が生まれ、自主的に行政サービスのすき間を埋めてくれる存在になっていただきたいものと考えます。藤岡市が第二の行政サービス機関としての協奏、その中でも行政の下請け機関ではなくて、行政と対等の機関としてぜひとも位置づけられるように、啓蒙と啓発、そして行政はあくまでも情報収集や基地としての役割を切に望みまして、最後の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

なぜわからなかったかという問題でございますが、当時、環境課が対応していたものがごみ対策課の方に書類等が行きまして、この辺のところちょっとわからなかった点があったということでございます。それと、昭和60年当時の協定書と今回変えたということでございますが、昭和60年当初の協定書につきましては、実績報告というものがなかったものですから、なかなか商工会議所なり、市の方でも何枚の実績、何枚の販売があったかという確認ができなかったということの中で、実績報告というのを入れたというのが大きなところでございます。それと、商工会議所が手を引くのかという問題でございますが、商工会議所は当然小売店の育成、環境問題、あるいは指定袋の袋ということの中では、商工会議所も今後もまた手を携えながらいきたいという考え方を持っております。

それと、藤岡市が袋を購入するのかという問題でございますが、これは当然小売店が業者から買うということでございます。それと、契約ですけれども、契約は今後藤岡市でやっていくということでございます。それと、在庫の問題でございますけれども、今の基本的な考え方については、在庫は補償していかないという考え方を持っております。これからまた小売店ともご相談をさせていただくわけですが、今の基本的な考え方については、在庫については補償しないでいきたいという考え方を持っております。また、この対応につきましては、4月1日から行っていきたいという考え方を持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） お答えをさせていただきます。

入札の問題でいろいろご質問をいただきました。そういう中で私、先ほども申し上げましたけれども、自由社会でありながら必ずしも自由競争で価格競争があまり行われていないのではないかなというようなことがマスコミ等でご指摘されているということは事実であるというふうに認識しておりまして、そういったものをではどうやっていくのかというのが、国を挙げて全国的な問題としてあるというふうに私は認識しております。そういったことで、藤岡市だけが改革をぱっとできればいいのですけれども、非常に難しい問題もあると思います。例えば、市内企業の育成という問題と一般競争入札という問題をどう絡め

ていくのかというような問題もあります。そういうことで先ほど申し上げましたとおり、担当部とすれば、できれば公募型の指名競争入札のようなものを試験的に実施していったらどうかということで、審議をいただいているわけでございます。そういったことで、入札の問題につきましては、ご理解をいただきたいと思います。設計価格の問題も出ましたけれども、今、県内では11市の中で前橋市だけだということで、先ほども申し上げさせていただきました。それだけそういった問題がありますので、ここで同じであるかどうかということが申し上げられないということでご理解をいただければと思います。

それから、NPOの問題なのですけれども、議員ご指摘のとおり、NPOの大切さということは私どもも強く認識をしております。そうした中で、昨年9月に設置しました検討委員会の中で答申をいただきまして、議員にも配らせていただいたかと思えます。ニーズに対して行政企業が行ってきたサービスを根本から見直して、NPOを含めた分野での協働が必要との意見をいただきました。そういった中で、NPOを行政の下請けというような位置づけではなく、行政と対等の関係ということで私どもも考えておるところでございます。どうしても、先ほども申し上げましたけれども、行政の仕事はどんどん増えていって、行政がやらなくてもいい仕事までやっているのではないかというような感もあるわけございまして、そういったものについては今後ボランティアの人たちだとか、NPOの方に足腰が強くなっていただければどんどん私は仕事をしていただいたらいいのかというふうに感じております。

最後に、ボランティア活動支援センターの関係ですけれども、平成14年度で予算を計上させていただきまして。その中でご指摘のように、NTTの藤岡支店の跡を借りたいということで今交渉中でございます。面積についてはまだはっきりしませんけれども、150平方メートルぐらいになるのかと思っております。そういう中で、可能であれば8月ごろまでには発足をさせていただきたいというふうに思っております。家賃についても、予算計上してあるものよりも少し安く借りたいということで、今、交渉中で多分いろいろな経費を含めまして200万円を切るぐらいの経費でできるのではないかと思います。家賃については、月に11万円ぐらいで今交渉中でございます。それから、共益費だとか、駐車場、清掃料、電気料等を含めましてできれば少しなるべく安い額でということをお願いをしております。当初NTTの方で言ってきた額よりも低い額で今交渉中でございます。このボランティア支援センターにつきましては、ボランティアの方々がいろいろ情報交換したり、相談をしたり、コーディネーター的な方を置きまして、そういうボランティアの支援に応じていくという場になればありがたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 先ほども申し上げたかと思うのですが、工事の発注の段階では予算というのがもとにあると思います。その予算に基づいて設計価格等が算出されます。その設計価格をもとにして予定価格が決められていきますということは申し上げたかと思います。それで、予定価格と設計価格がイコールかどうかということについては、私がここで申し上げますと何パーセントかという話になるのでしょうかけれども、設計価格自体を公表していないので、予定価格を公表しているものですから、そういうことを申し上げるとまた設計価格の公表につながるので、申し上げにくいという回答をさせていただいたのですけれども、あえて申し上げれば全く同じということではないというぐらいのことしか、基本的には歩切りについては、国の方はするなということに来ておりますけれども、だから設計価格を近いうちに例えば公表するというのであれば、そういう問題が回答できるということでご理解をいただきたいということです。

議長（木村喜徳君） 以上で笠原史嗣君の質問を終わります。
暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時16分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 次に、青柳正敏君の質問を行います。青柳正敏君の登壇を願います。

（14番 青柳正敏君登壇）

14番（青柳正敏君） 議長より登壇の許可をいただきましたので、壇上よりさきに通告してあります機構改革と成果について質問させていただきます。

市民サービスの向上を目指し、市長は昨年4月機構改革を行い、大幅な行政事務組織の整備を断行したわけですが、その成果について伺うものであります。最少の費用で最大の効果を求めるためのものでなくてはなりません。1年を経過した中で、どのような成果を得ることができたのかを伺います。市民環境部においては、市民課出先機関として、日野・美九里の2地区にサービス拠点を設けたわけですが、今日の利用状況はどのようになって

いるのかを伺います。

以前、質問した経緯がありますが、その折には税務課扱いの各種証明書の交付も行っていくとのことでしたが、利用拡大が図られているのかお聞かせ願います。機構改革という中で、農業振興室が農林課に吸収され一係となったわけですが、そのためだけではないと思いますが、堆肥センターが宙に浮いてしまっているように感じられてなりません。関係部署の弱体化も一因となっているのではないかと考えられますが、堆肥センターの進捗状況についてお教え願います。

平成12年9月議会で、私は、高崎線北藤岡新駅設置問題で、特別チームをつくって北藤岡新駅の諸問題に対処してはどうかと提言したわけですが、その後の機構改革において新駅インター周辺開発係が設けられたわけですが、2月25日に高崎線北藤岡駅設置促進期成同盟会の代表の皆さんがJR東日本高崎支社と群馬県へ促進陳情にご苦労いただいたと伺っております。その折、JR高崎支社における陳情時の内容をお聞かせ願います。機構改革は、一般事務の能率向上とそれに伴う市民サービスの向上がなくてはならないわけですが、もう一つの考え方として財政面においても少なからず反映されなければならないと思いますが、今日の低迷した社会情勢の折、藤岡市においても財政面を全市的に再考する時期かと思われませんが、藤岡市単独の補助金などの見直しはどのようになっているのかを含め、平成14年度予算編成に当たってはどうか改善が取り入れられているのかを伺います。

昨年6月議会での一般質問の中で、政策調整官制度については人件費以上の効果が出るものと期待していただきたいとの答弁をいただいているわけですが、わかりやすい事例がありましたらお聞かせ願います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 青柳議員の方から6点ほどご質問いただきましたので、1点目についてお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、昨年4月に機構改革をさせていただきました。方針としましては、市民サービスの向上、将来を見据えた組織づくり、効率的な組織の再編、組織の総数の縮小ということ掲げて機構改革をさせていただきました。それで、1点目の市民サービスの向上ということでございますが、8月から市民課におきまして総合窓口を設置いたしまして、市民課で発行している住民票、戸籍、印鑑証明などに加えまして、税務課で取り扱っている所得証明、納税証明、資産証明などの各種の証明を一つの窓口で発行できるサービスの実施を始めました。この窓口については、県内では初めての取り組みということで、

他の市から視察等もお見えになっているというふうに聞いております。

それから、2番目の将来を見据えた組織づくりといたしましては、ボランティア、NPOの担当する係だとか、それからIT革命に対応する組織だとか、そういうものをつくらせていただきまして、それぞれボランティアにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。また、ITの係につきましては全庁的なLANのためのハードの整備、それからソフトの整備をさせていただいたところでございます。

それから、効率的な組織の再編としましては、上下水道部等で計画的に老朽化した水道管の布設替えなどを行っております。それから、組織の縮小につきましては、1部1課7係を削減させていただきまして、組織の見直しをしたところでございます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 美九里・日野市民サービスセンターの利用状況についてお答えいたします。

昨年4月より、美九里・日野地区のそれぞれの公民館に市民課窓口出張所を設置し、証明書の発行や届出書、申請書等の取り次ぎ業務を行い、遠隔地の地域住民、特に高齢者、障害者等の交通弱者の利便性の向上に努めてまいりました。美九里市民サービスセンターの2月までの利用状況は、届出書44件、証明書559件、取り次ぎ業務49件の合計で652件であります。次に、日野市民サービスセンターでは、2月までの利用状況は、届出書27件、証明書390件、取り次ぎ業務44件の合計で461件であります。このうち8月から開始した税務課の各種証明交付件数は、美九里市民サービスセンター33件、日野市民サービスセンター30件であります。このように、業務内容の充実にあわせ、公民館との連携をさらに密に行い、住民サービスの向上に努めておるところでございます。

以上もちまして答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 堆肥センターの進捗状況についてのお尋ねでございますが、昨年8月に基本計画を策定いたしまして、昨年の12月に畜産農家との個別相談会を県の関係機関を交えて実施いたしましたが、畜産経営との兼ね合い、将来展望を視野に入れた中で施設利用に際して厳しい状況にあるとの声が多く寄せられました。今後、現時点の基本計画を含め、関係機関との協議を行わせていただきながら、畜産農家との調整を行いまして、できるだけ早い時期に最善な方向を示していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

高崎線北藤岡新駅設置事業についてであります。本事業を具体化するため、平成13年度より企画課に新駅インター周辺開発係を設置し、JR東日本高崎支社、群馬県交通政策課、藤岡市の三者による勉強会を立ち上げ、諸問題の整理を行っているところであります。先日、高崎線北藤岡駅設置促進期成同盟会により、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社に、高崎線北藤岡駅設置に関する要望書を提出してまいりました。高崎支社の意見といたしましては、この1年間勉強会を設け、意見を聞いてきた。駅を中心としたまちづくりにJRがどうお手伝いできるかを、テーブルを一緒にして藤岡市の意向を踏まえ、新駅設置に向けた条件や課題をどうクリアしていくかも勉強していきたいとしており、藤岡市が病院やインター周辺整備等でできるところから着実に整備されていることを十分に認識しているが、将来に向け、乗降客数の不足を指摘されました。新駅を設置し、駅を維持管理していく上で、新規利用客による収入の確保のため3,500人程度の利用者が必要だとしており、請願駅として建設費用についての条件も出ております。JRとしては、現在の車社会から100年後の鉄道を中心としたまちづくりを目指したいとのことであります。新駅設置の条件や課題はありますが、今後一つずつ解決して、新駅設置に向け、関係機関と協議を進めていく考えでありますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目の市単独補助金についてであります。平成13年度、平成14年度当初予算で補助金という名称のものうち、市単独のもの総額は平成13年度が2億8,556万5,000円、平成14年度が2億8,890万9,000円です。平成13年度より334万4,000円の増額となりますが、このうち新たな名称で予算措置されたことにより、増額分が給食サービス支援事業補助金ほか4件で、685万3,000円です。平成14年度予算編成に当たっては、担当課とのヒアリングの中で繰越金の団体等について見直しを行いました。その結果、市功労者会の補助金ほか3件で60万9,000円の減額、観光協会補助金、ふじ娘コンテスト実行委員会補助金、ふじの里づくり補助金の3件は、観光協会補助金に統合し80万8,000円の減額をいたしました。平成14年度予算編成につきましては、以上のような状況であります。さらに今後の行財政改革の中で補助金についても見直しを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助 役（柵木 孝君） 青柳議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年の6月議会での質問の答弁で、政策調整官については、人件費以上の効果が出るものと期待するという答弁があったけれども、要するにわかりやすい事例があったらお聞かせくださいということでございます。この政策調整官会議につきましては、私が主宰しております、政策調整官と政策調整官付係長を構成メンバーとする政策調整会議を昨年4月に新しく発足したわけでございます。これで、会議を今まで延べ15回開催してまいりました。そこで、会議の目的ですが、市の重要施策の研究と総合調整を図ることであり、これまでの主な会議内容であります、各々の政策調整官に与えられているそれぞれの個別課題につきまして、意見交換を十分に行ってまいりました。また、その他につきまして、全庁的な課題である行財政改革や市町村の合併問題、また日野の学校の統合問題等につきまして十分に協議を重ねてまいりました。

次に、政策調整官の抱える個別課題の進行管理でございますけれども、昨年9月に政策調整官から中間報告を提出させていただきまして、取りまとめて市長の方に報告をさせてもらいました。また、年度末の報告書については、現在取りまとめの作業を実施しているところでございます。そこで、人件費以上の効果を期待するというところであります、私、主宰者といまして政策調整官を設置したことは多大な効果があったというふうに確信しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

14番（青柳正敏君） 2回目ですので、自席より質問させていただきます。

バブルがはじけたと言われてかれこれ10年を経過するものであると思われませんが、企業のセンスをうたっている市長は、現在の社会情勢をどうとらえているのか。経済情勢をどのように肌で感じておられるのかを伺います。平成13年度と比べ平成14年度はかなり厳しくなるとの見方をする人の方が多いのではないのでしょうか。藤岡市内においても、市光工業の350人ともいわれる正社員解雇や大型ホームセンターの閉店など、厳しい材料ばかりです。私もお世話になっているところの藤岡市小口融資審査会の委員の皆さんも大体同様な見方をしているものであります。市民の皆さんからお預かりした税金を有効に使うということこそ、最重要課題として取り組むべき問題ではないのでしょうか。市長、民間では経費の削減のため、やむを得ず最後の手段として人件費に手をつけております。藤岡市役所内においてはどうでしょうか。機構改革、また行政改革といっているだけで、どのように平成14年度予算編成に生かされているのかと聞けば、平成14年度中に検討に入るというようなことで真剣さが感じられてきません。超大型の台風が何年もかけて藤岡市に近づいているという今、大粒の雨が横殴りに顔に当たっているというのに、市長はまるで他人ごとのように我関せずではありませんか。

昨年の機構改革において八つのポストを新設しました。民間はポストの削減に頭を悩ませているのではと思いますが、市長はそうは思いませんか。今までは、人事は市長特権との思いで口を挟まずにいましたが、人権に留意した中で質問させていただきます。市民からいただいた税金を公平に分配するというのも重要な施策ではないかと思えます。夫婦共働きの市役所職員の一方、ある一定の役職に登用する際、人件費の縮減やいただいた税金の公平な分配といった観点からと思えますが、市財政を理解していただき、一方の方に身を引いていただいていたのではないかと思えますが、市長は今現在そうした考えはないのか伺います。

職員は、地方公務員法によって身分保障されているわけですが、理解、協力していただくということであれば、差し支えないのではないかとも思われますが、この点について市長はどのように認識を持ち、判断をなされているのかをお聞かせ願います。

高崎線北藤岡駅設置問題は、藤岡市の事業に多くの関連があり、大変重要な要因を持っております。市長、現在200人の利用客をJRが言う3,500人に増やすのにどのような策を何年かけて、どういった組織で取り組むのかをわかりやすくお聞かせ願います。北駅問題に対し、組織拡充は考えにあるのかを伺い、2回目の質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 市長にということですが、さきに人件費の関係等もありますので、私の方から答えさせていただきたいと思えます。

最初に、社会状況、経済状況ということなのですが、これは私が答えることではないかもしれませんが、基本的には右肩上がりということです。ずっと日本の経済が来て、議員のご承知のとおりでございます。私個人としましては、金や物、そういったものに価値観を置かない考え方をこれからしていかななくてはいけないというふうに思っております。

それから、2番目の人件費の問題ですが、この問題につきましては、私の方が担当になっております。昨年も申し上げましたけれども、人件費に全然手をつけていないということではなくて、組合の理解もいただきまして56歳以上の職員につきまして昇給延伸を始めさせていただきました。また、退職金の一部も来年度から一部切り下げという形で考えております。これは実行に移すということでございます。決定しております。

それから、来年度の改革に当たりましては、この前の予算特別委員会のときにも申し上げましたけれども、当然、市民の方々に痛みを伴う改革をするということであれば、幹部職員からだと思いますけれども、管理職手当をカットするなり、そういった形の中でやっていかなければ理解は得られないということで、担当部といたしましては、そういう形の中で考えております。

それから、共稼ぎの問題が最後に出ましたけれども、基本的には共稼ぎの場合にも最初からご夫婦であったということではなくて、中で結婚されてというケースでございます。そういうことを考えまして、理論的に申し上げますと女性の方もこれからは働いていくのだということが国の方針でもございますし、働く世代の人口がどんどん減っていく。女性もどんどん社会参加して、労働もして、そういった形で担い手になってくれというのが今の社会の方向性かと思えます。そういった意味で、共働きの人の問題については、基本的にはそういう考え方でいかなければいけないということで、私どもは考えております。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 初めに、回答を企画の方からさせていただきたいと思いますが、北藤岡駅設置の関係につきましては、既にご承知のように昭和48年から始まりまして、29年を迎えるわけでございます。この間におきまして、設置に向けたところの機運が高まった時期もあったわけですが、晴れて実現することがなく、現在に至っておるということでございます。

また、北藤岡新駅の実現は、長年にわたるところの地元住民の熱望するところであると同時に、藤岡市民にとっても大変大きな行政課題であるわけでございます。鉄道交通の大動脈である、高崎線の駅を藤岡市に持つことは、地域住民の利便性が高まるのみならず、八高線の利用価値が高まり、市街地の活性化も連動するものであり、藤岡市全体の文化、経済の振興に大きな意味を持つものであります。今後の取り組みといたしましては、北藤岡駅周辺の都市的整備及びまちづくりの推進をしていく秩序ある住民環境の創出をつくり、新駅設置を可能とする駅勢圏人口の確保に努めていきたいと考えておるわけでございます。今年度もJR東日本高崎支社、群馬県交通政策課、藤岡市の三者の勉強会により、新駅の設置を目指しているところでございますので、よろしくお願いを申し上げ、以上答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 青柳議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来、行財政改革をどうするのだと、具体的にというようなお話でございます。もう既に委員会等であれだけ議論をして、私も一つの目標数値をしっかりとって、そしてこの改革に進んでいかなければならない。皆さんが心配する以上に私自身もそういうことをやっていきたいということで、皆さん方にお話ししてあるわけであり、行政の方においても既に動き出しているわけでありますから、何か聞いていると、やらないのではないかというような皆さん方の疑いのそういうご質問でございますけれども、やらなかったら

私ども行政自体が責任です。これはやります。したがって、やることにおいてはこれから皆さん方にもいろいろなご意見を調整しながら、そして行政は行政として責任ある立場でこれからの行政運営を行っていかねばならない責務がありますから、断行していくつもりでございます。

それから、高崎線の北藤岡駅の問題ももう以前にもずっといろいろな話をしてまいりました。私が就任したとき、17年も18年も期成同盟会をつくって、視察、視察といってほとんど方向性というものが明確でない。私はそんな視察はやめて、そしてどうしたらこの駅が設置できるのか、具体的な協議に入るべきだと、また行動に入るべきだということで行政の方にも指導してまいりました。私自身もそうした考え方で取り組んでまいりました。まず、研究会を持って、群馬県と藤岡市とJRの三者が協議をして、駅を設置することについては問題ない。したがって、その条件の整備がそこにあるわけでありますから、JRも採算のとれない駅の設置はできない。知恵を絞って今いろいろな形でいろいろな方面にアプローチしながら構想を一つ一つ実現化していこうということで実施をしているつもりであります。

皆さん方がいろいろとご指摘しておりますけれども、私が就任するまで17年もかかっているのです。ほとんどその結果を見て、私は期成同盟会の皆さん方にもう不可能な駅の設置はやめようではないかということも申したことがあります。しかし、期成同盟会の皆さんは、今まで17年も費やしてやってきたことを一概にここでやめるということとはできない。何としても、この駅の設置に向けて市も取り組んでほしい。ならばそういう具体的に何ができるかどうするか、実施に向けて今まで計画的に行動に移して、そんなに簡単にできるのならとくにできています。我々はこれからも鋭意努力して、そして高崎線の北藤岡駅設置は藤岡市の本当に玄関口としても大切な事業であるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

14番（青柳正敏君） 私の2回目の質問の中で、人件費の抑制、縮減というような中で共働きをしている職員の方に、市長はそういった協力を要請するような働きかけをしていただけるのかどうかというのについて答弁をいただけなかったわけですが、3回目の答弁の中でぜひどういった姿勢をお持ちなのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、駅問題ですが、私は今、質問の中で、高崎線北藤岡駅問題に対してもっと組織を拡充する考えがあるのかどうかということ、これが遅れてももっと早くしなければいけないというのであれば、組織を強くしなければしょうがないでしょう。そういうことを聞いているのです。ですから、この前の高崎線北藤岡駅の問題のときにも専門のチーム

をつくったらいかがですかといったら、考えるというようなことを9月議会だったと思いますけれども、30日もしないうちにそういう検討に入ったわけでしょう。それで、機構改革の中で1係がつくってもらえたわけです。今度1係の中で一生懸命やってくれているのはわかります。そういう中で、高崎へ2月25日陳情に行っていたというときに、大変厳しい話をされたというふうに私は聞いているのです。ですから、もっと組織をしかりとさせる必要もあるのではないかとということで、今提言をしているのですから、批判をしているというような形でばかりとらえられたのでは私も困るので、ちゃんと認識をしていただきたいというふうに思います。

行財政改革という中で、やはり高崎線北藤岡駅というのは藤岡市のいろいろな問題、特に区画整理問題等において、また高崎線北藤岡駅を中心とした道路整備というような都市的整備ということも非常に重要な問題になってくるわけですが、こういった中で、やはり高崎線北藤岡駅というのをこれからどういう位置づけをもってやっていくかという、北藤岡駅周辺区画整理事業の予算付けひとつにおきましても財政的な中で大変厳しいというような中で、これが大変遅れるのではないかとこの心配があります。高崎線北藤岡駅の停車駅設置ということになりましても、こういった計画が遅れば遅れるほどできないのではないかと、いろいろな形の中で大変な考えが出てくるわけですが、高崎線北藤岡駅周辺の区画整理事業といったものをどういう気持ちでこれからやろうとしているのか。この点についての市長の考え方をお聞きして、3回目の質問を終わりたいと思います。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 共稼ぎの問題でございますけれども、先ほど申し上げたとおりでございますが、やはり夫婦であっても役所へ来れば全人格は別でございます。それから、そういうことで例えば優秀な職員が昇任できないということがあってはいけないというのが地方公務員法の趣旨でございますので、一部には議員ご指摘のようなご意見もあるということは私も承知しておりますけれども、我々としては男女共同参画型の社会をつくっていかう、女性の社会参加を進めようという立場の中で考えますと、例えば夫婦の一方に肩たたきしろということかと思っておりますけれども、そのようなことは基本的には女性の社会参加を阻止していくということで、私どもとしてはまずいのではないかとこのように考えております。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） お答えいたします。

区画整理事業の質問が出たわけでございますが、予算のときにもお答えをさせていただいておりますように、今後の区画整理事業等につきましても、関係部局の方とよく相談をしながら今後の事業の関係については、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 北藤岡駅周辺土地区画整理事業につきまして、今後どういったことでやっていくかと、そんな関係で答弁をさせていただきます。

北藤岡駅周辺土地区画整理事業につきましては、皆さん大体ご案内のとおり、現在、平成8年度に事業認可をいただきまして、平成12年度に工事に着手しております。2年間工事をさせてもらったわけでございますけれども、予算的に非常に厳しい現在の経済状況におきまして、予算的に満足にいただけないということが実情でございます。今後につきましても、なるべく予算をいただくように努力して、早期に完成するよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（木村喜徳君） 市長。

市長（塚本昭次君） 先ほど来、この北藤の問題、あるいは改革の問題については、既にもうお聞きになったとおりでございます。私どもも行政の責任者として当然自ら責任ある立場の中で遂行していくということには、自覚しながらこれから進んでいきたいというふうに思っております。何度尋ねられても、そうした決意のもとにやっていくということだけあります。

また、北藤の問題についても、予算特別委員会等で議論をさせていただきましたし、皆さん方も十分承知していると思いますので、青柳議員の言われていることも参考にしながら、これからの行政運営を行っていききたいというふうに思います。

議長（木村喜徳君） 以上で青柳正敏君の質問を終わります。

次に、吉田達哉君の質問を行います。吉田達哉君の登壇を願います。

（23番 吉田達哉君登壇）

23番（吉田達哉君） 議長より登壇の許可をいただきましたので、さきに通告してあります土地の評価と課税価格について質問をさせていただきます。

バブル経済が崩壊して10年以上が経過し、多くの経済学者や評論家が景気も株価も土地も底を打ったと毎年のように言っていますが、依然、先行きに光明を見出せずに失業率も増えている現状であるかと思えます。ここに来て、国や県は雇用対策など予算措置をするようになりましたが、土地の評価や課税についても何らかの見直しが必要かと思えます。

そこで、1点目の質問ですが、固定資産税の土地の評価についてお尋ねいたします。一般の市民のみならず、開発業者の方や専門に不動産を取り扱う業者の方からも固定資産税の税額が高いという声を聞きます。これには近年土地の売買価格が下落しているのにもかかわらず、土地の固定資産税が下がらないという点にあるかと思えます。藤岡市の土地の評価はどのようにして決定しているのかをお伺いいたします。また、私が調べたところ、

地価の基準となる藤岡市の地価公示価格の全用途の変動率が平成13年度で前年対比8.1%の下落であり、地価基準値においても8.4%の下落となっております。このような近年の地価の下落を固定資産税の土地の評価に適正に反映しているのかお伺いいたします。さらに、一般納税者としては、税額が下がらないことが納得しがたい点だと思います。なぜ税額が下がらないのか。この点についてもわかりやすくお答えをいただきます。

以上、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

議長（木村喜徳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 吉田議員のご質問にお答えいたします。

固定資産税の評価額は、総務大臣が定めた固定資産評価基準により行われています。この基準には、価格の算定に当たっての細やかな規定がありますが、評価額算定の基本は売買事例価格をもとにした、正常売買価格を基礎としております。土地の評価は、家屋と同様に、原則として3年間据え置かれますが、平成9年度の税制改正により、地価の下落があった場合は、価格の修正を行っております。宅地の評価の方法として、市街化区域と市街化調整区域では評価の算定方法で若干の違いがありますが、どちらもその基本は正常な売買価格が基礎となっております。

このような中で、藤岡市においても不動産鑑定協会に委託し、全353ポイントの鑑定評価に当たっております。地価の下落に伴う価格の修正も行っております。議員のご指摘のとおり、地価公示価格は土地の評価額算定の重要な要素であり、その変動率もご指摘のとおりであります。市の評価においても平成13年度の全宅地の1平方メートル当たりの評価額が前年対比8.4%の下落になっており、地価公示価格の最高地点が16.7%の下落に対し、市の固定資産評価の最高価格地点が18.2%の下落となっております。地価の変動が土地の評価額に確実に反映しているといえますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、税額が下がらないという点ですが、税額の算定に当たっては従前より評価額に税額1.4%を掛けて算出しているのではなく、課税標準額に税率を掛けて算定しております。また、平成6年より地価公示価格の7割を目途に評価をするということになりましたので、評価額が一気に上昇し、地域によりませんが2倍から5倍にもなりました。平成5年度までは評価額と課税標準額との間には大きな差はありませんでしたが、評価額に合わせて課税標準額を上げてしまいますと、税額も2倍から5倍になってしまいますので、税負担の急増を防ぐため、少しずつ課税標準額を上げていく方法をとったわけでありました。さらに、土地による格差や地域間のばらつきがあることは税負担の公平の観点から問題があるので、評価額に対する前年度課税標準の割合を負担水準といいますが、この負担水準

の均衡化を一層進める仕組みが平成9年度より導入されました。これにより負担水準の高い土地、言いかえると、課税標準額が高い土地は、課税標準額を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準の低い土地、評価額に比べ課税標準額が低い土地は、課税標準額を徐々に引き下げております。このような措置がとられておりますので、近年の地価の下落により、評価額は下がっても税額が下がらないということが起きているわけでございます。もちろん負担水準の高い土地を所有している方は税額も下がっておりますが、市全体で見ますとまだまだ負担水準が低く、評価額と課税標準額に格差がありますので、当分の間、税金は下がらないと思っております。今は、税負担の均衡化を一層進めているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 土地の評価と課税の仕組みについてはわかりました。また、税額の算定が土地の評価額だけでなく、課税標準額とのバランスの中で算出されていること、また税負担の公正を図る措置から、今少しずつ負担の均衡化を図っていることも理解できます。

そこで、今度はちょっと突っ込んだ質問になりますが、土地の課税地目は宅地、田、畑、鉱泉地、沼地、山林、原野に分類され、このいずれにも分類されない土地が雑種地に分類されています。この雑種地の中に具体的には、駐車場や資材置き場などだと思うのですが、開発をしようとしたが景気の影響でどうにもならないなど、本来の目的に土地が使用されていないのに、税金だけは払わなければならないので困っているとの話を聞きます。ほかに分類されない地目ということで、評価も難しいと思いますが、この雑種地の評価はどうなっているのか。高崎市では、この雑種地について市街化区域と調整区域で区分して、さらに細かな分類をして評価をしていると聞いておりますが、藤岡市はそのような扱いをしているのかいないのか、行っていない場合にはその理由を、行っている場合はその内容についてお答えをいただき、2回目の質問といたします。

議長（木村喜徳君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） 市街化区域と調整区域の雑種地の課税についてご答弁いたします。

雑種地について、地目分類は議員ご指摘のとおりであります。雑種地には、何らかの用途に利用されている宅地並み雑種地から原野に近く、そのままでは利用が困難な単純雑種地まであり、その評価も異なっております。雑種地の評価を分類区分しますと、まず宅地並み雑種地と単純雑種地に分かります。単純雑種地は、山林並みの価格であり、特に補正されませんが、宅地並みの雑種地は宅地並みに評価されますので、宅地の評価に土地の利用形態による減額補正を加えております。減額率は、河川敷96%、私道80%、鉄塔敷地70%、ゴルフ練習場20%でございます。また、議員ご指摘の都市計画区域の区分け

についても、市街化区域と市街化調整区域及びその他の区域では明確に区分しております。さらに、本市においては他市に先駆け、平成12年度評価替えにより市街化調整区域において線引き以前より宅地であった土地や雑種地を含め、宅地並みに評価されていた土地と線引き以後に宅地並みに評価された土地についても明確に区分しております。

内容についてご説明しますと、市街化区域におきましては特に補正をしておりません。次に、市街化調整区域につきましては、まず線引き以前より宅地並み評価を行った土地は、特別減額補正を行っておりませんが、線引き後宅地並み評価を行った土地については、開発についてさまざまな制限が設けられ、土地の価格に違いが見られることから、その土地の利用状況とその土地に接する道路の状況により、細分化して減額補正をしております。まず、国・県・市の主要道路に接し、その土地が舗装されている場合は10%、未舗装の場合は30%の減額補正を加えております。また、それ以外の道路に接し、その土地が舗装されている場合は30%、未舗装の場合は50%の減額補正を加えております。

以上、4段階の減額補正を加えて評価を行っております。このように雑種地については、その土地の利用形態がさまざまありますので、細かく分類して適正な評価を行い、課税している次第であります。土地の課税業務につきましては、近年ますます複雑化になっておりますので、深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） 最後の質問になります。雑種地については、さまざまな補正が加えられていること、さらに藤岡市においては他市に先駆け、都市計画区域の線引き以前から宅地並み課税であるか、線引き後に宅地並み課税になったものかで区分して補正を加えていることも理解できました。しかしながら、先ほどお聞きした4段階の減額補正では、率直に少し減額率が低いのではないかという印象を受けましたし、その図を見てもそんなふうに感じるわけでありませうけれども、一般の売買価格から見ても、もう少し補正率に幅を持たせてもいいのではないかというような感じもします。法的にかなりきつい縛りがあって条件付きでしか建物が建てられない土地と、それからある程度の規制はあるものの、その中で自由に建物が建ち、またそれも売り買いできるといったような土地との差をもっとつけていただきたい。

減額補正の補正率を変更して、これは地方自治体独自で設定できるものだというふうには認識しましたので、この減額の補正率を変更し見直していただきたいというふうには思うわけなのですが、いずれにしても税金というのは例えば所得税について見れば、平成13年に一定の所得があって、平成14年度それに対して課税されるわけです。平成14年度残業がなくなったり、何かほかの副収入がなくなったり、がくんと下がれば翌年また

それが反映されて、要するにすぐ跳ね返ってくるわけです。土地の場合は、今言われたように、3年に一度の評価替え等という形の中で非常に鈍い部分もあるので、そういうことを非常に感じる人もいるし、実際にそういうことではないのかと思うのです。

ですから、あまり毎年々先ほどからずっと説明をいただいております公示価格だとか、そういうことの見直しといってもなかなかそれも大変でしょうから、3年に一度の評価替えのときにこれもあわせて自治体独自で決められるものですから、していただければと思うのです。適正な課税というのは、やはりそれが納税にもつながってきますから、先ほども所得税のことを言いましたけれども、自分の所得したものよりも大きく課税されるということはないわけです。だから、きちんとした形で評価をして、きちんと課税をして払ってもらおう。ここに来て滞納率が増えていると思うのですけれども、そういうことも影響しているのかという感じもしますので、この辺の国で定める算定方法だとか、基準は変えられませんが、各自自治体で定められる減額補正率については、そういった配慮ができるかと思っておりますので、その辺について見直しをしていただきたいというふうに思っておりますので、答弁を聞いていますと大体そんなことのニュアンスでいるのではないかと思いますので、けれども、実際にここではっきりと今後どういうふうにしていくのかご答弁をいただいて、3回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（木村喜徳君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） 雑種地の補正率の見直しはあるかとの質問でございますが、まず価格等の決定についてであります。二つ以上の市町村にわたって所在する固定資産や大規模な償却資産など総務大臣や知事が決定するものを除き、固定資産の所在する市町村長が決定をします。市町村に設置された固定資産評価委員が冒頭申し上げた、固定資産評価基準に基づき、算定された価格等の評価調書を市長に提出し、それにより市長が決定をいたします。また、決定された価格等につきましては、縦覧という制度があり、毎年固定資産の所有者に課税台帳を見ていただいております。本年につきましても3月1日から20日まで縦覧の期間となっております。ちょうど今、税務課の窓口で開設しているところであります。もちろん課税台帳の中に誤りや現地の状況等の相違点などがあれば、申し出によりその都度内容を確認の上、修正させていただいております。固定資産所有者の確認という制度だけでなく、納税者と課税者の双方に有益な制度でありますので、積極的に活用していただきたいと思っております。

次に、雑種地の補正率の見直しの件であります。一度決定したことは変更しないということではございません。例えば、固定資産評価基準の中に一定の基準が示されたとき、あるいは国からの通達や通知などで方針が出されたとき、また県から一定の方針が打ち出されたとき、さらに市においてはさまざまな状況の変化に応じて見直しを行っていくこと

が必要ではないかと思っております。その際に、議員ご指摘の雑種地の補正率の変更だけでなく、その区分についても分類を見直すなどの検討もしなければならないと思っております。なお、評価替えについては、3年に一度行うこととなっており、その基準年度は平成15年度であります。その準備を今進めているところでありますので、その中で研究もしていきたいというふうに思っております。いずれにしましても、土地の評価につきましては、土地を取り巻く状況の変化に応じて適正な評価を行い、的確な課税を行うことが肝要でありますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 以上で吉田達哉君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました質問は全部終了いたしました。

休 会 の 件

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。議事の都合により3月12日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、3月12日は休会することに決しました。

散 会

議長（木村喜徳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時12分散会